

住宅型有料老人ホーム ロイヤルホーム春日井アネックス

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 有限会社エリーサービスが開設する住宅型有料老人ホーム「ロイヤルホーム春日井アネックス」(以下「事業所」という。)が行う事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名 称 住宅型有料老人ホーム ロイヤルホーム春日井アネックス

②所在地 愛知県春日井市東野新町二丁目16番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①管理者 1 名(非常勤専従)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②従業者

看護職員 3 名（常勤兼務1名、非常勤兼務2名）

介護職員 10 名（常勤兼務7名、非常勤兼務3名）

事務職員 1 名（非常勤兼務1名）

用 務 員 2 名（非常勤兼務2名）

従業者は生活介護の提供を行う。

（入所定員及び居室数）

第5条 入所定員及び居室数は次のとおりとする。

①入所定員は30名とする。

②居室数は30室とする。

（生活介護の内容及び利用料）

第6条 生活介護の内容は次のとおりとする。

①入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

②日常生活動作の機能訓練

③療養上の世話

④健康チェック、相談・援助

2 利用者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用で、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受けるものとする。

①家 賃 Aタイプ 45,000円/月

Bタイプ 40,000円/月

②管理費 30,000円/月+消費税（水道光熱費を含む）

③食 費 51,030円/月+消費税（30日の場合。1日あたり1,701円）

④寝具・浴用タオルレンタル料 5,500円/月+消費税

⑤洗濯代 4,400円/月+消費税

3 おむつ代、その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

5 月の中途における入退居及び外泊時の料金については、日割り計算するものとする。

（利用者が介護居室を移る場合の手続）

第7条 利用者が介護居室の住み替えが必要となった場合には、利用者本人及び家族並びに身元引受人に変更先の居室の概況、提供サービスの内容、費用負担の増減等について説明し、利用者の意思の確認を行い同意を得ることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第8条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

①規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

②共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（緊急時等における対応方法）

第9条 生活相談員等は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後3カ月以内

②継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社エリーサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年9月15日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。